長与町健康づくりの推進における連携・協力を希望する事業者の募集要領

1　趣旨

長与町（以下「町」という）は、長与町第10次総合計画の「健康づくりの推進」、及び長与町健康づくり計画に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、町民の健康づくりに取り組んでいる。行政にはない資源及び企画力を有する事業所等と連携・協力し、住民の健康づくり活動の推進を図るものである。

2　対象事業者

（１）長崎県内に主な事業所、または支店等を置いていること。

（２）地域社会に貢献する取り組みについて実績があること。なお、地域社会に貢献する取り組みについては、現在は行っていなくても、今後継続して取り組みを行う計画があり、実現可能な状態である場合も含める。

（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第２条第６号に掲げる暴力団 員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3　取り組み内容

事業者が取り組む内容は、次に掲げるものとする。

（１）　歩くことの推進

（２）　体組成測定等の自身の健康を振り返る機会の推進

（３）　健康づくりを推進するための仕掛けづくり

（４）　健康診断受診の定着を促す仕組みづくり

（５）　その他、健康づくりの推進に関すること

4　事業者の募集及び応募

（１）町は、連携協定の締結を希望する事業者を募集し、期間は通年とする。

（２）連携協定の締結を希望する事業者は、町に以下の書類を提出する。

① 連携・協力申請書及び誓約書（様式１）

② 会社案内等、事業者の事業内容がわかる資料

③ 地域社会に貢献する健康づくりに関する取り組み実績調書（様式２）

5　協定の締結

（１）町は、連携協定の提案があった場合、書類審査等を行い、3に定める取り組み内容が適切に実施できると見込まれるときは、長与町健康づくりの推進における連携協定（以下「本協定」という）を締結する。

（２）本協定の有効期間は、連携協定締結日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了 1 カ月前までに申し出がない場合は、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（３）本協定にあたっては、協議・調整を行った上で締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容等を変更する場合がある。

6　事業者の責務

（１）事業者は、次に揚げるものに該当してはならない。

①法令等に違反する行為を行うもの又そのおそれのあるもの

②公序良俗に反する行為を行うもの又そのおそれのあるもの

③政治活動を助長するおそれのあるもの

④宗教活動を助長するおそれのあるもの

⑤事業者の利権誘導を伴うもの

⑥その他、町と連携・協力することが適切でないと認められるもの

（２）町と協定を締結した事業者（以下「連携・協力事業者」という）は、町から連携・協力内容の報告を求められた場合は、速やかにこれを行うものとする。

7　町の支援及び広報等

（１）町は、連携・協力事業者に対し、町民の健康づくりの推進に向けた取り組みに必要な情報を提供する。

（２）町は、連携・協力事業者の取り組み内容等を町の公式ホームページ等に公表するものとする。

（３）町は、連携・協力事業者が広告等において連携・協力事業者である旨を表示することを認めるものとする。

8　連携協定の解除

（１）町及び事業者は、当事者間の協議により、連携協定を解除することができる。

（２）（１）に掲げる内容にかかわらず、町及び連携・協力事業者は、相手方が次に揚げるもののいずれかに該当するときは連携協定を解除することができる。

①法令に違反したとき。

②この要領に違反したとき。

③本協定に違反したとき。

9　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。